

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月8日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第3号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年北上地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（特別な形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び<u>同法</u>第17条の規定による短時間勤務をしている職員には適用しない。</p> <p>第7条 条例第8条第1項、第2項又は第3項の規定による請求がされた後深夜勤務又は時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>（特別な形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び<u>育児休業法</u>第17条の規定による短時間勤務をしている職員には適用しない。</p> <p>第7条 条例第8条第1項、第2項又は第3項の規定による請求がされた後深夜勤務又は時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等（条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。）が当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u></p> <p>(5) [略]</p>

2 深夜勤務又は時間外勤務制限開始日以後深夜勤務又は時間外勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第8条第1項、第2項又は第3項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務又は時間外勤務制限期間の末日とする請求があったものとみなす。

3・4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等)

第8条 前2条の規定は、条例第8条第4項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第6条中「第8条第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第8条第4項において準用する条例第8条第1項、第2項又は第3項」と、「行うものとする。この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにするものとする。」とあるのは「行うものとする。」と、第7条第1項中「第8条第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第8条第4項において準用する条例第8条第1項、第2項又は第3項」と、「次の各号」とあるのは「次の第1号、第2号、第3号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同

2 深夜勤務又は時間外勤務制限開始日以後深夜勤務又は時間外勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第8条第1項、第2項又は第3項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務又は時間外勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3・4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等)

第8条 前2条（前条第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第8条第4項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第6条中「第8条第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第8条第4項において準用する条例第8条第1項、第2項又は第3項」と、「行うものとする。この場合において、条例第8条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにするものとする。」とあるのは「行うものとする。」と、前条第1項中「第8条第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第8条第4項において準用する条例第8条第1項、第2項又は第3項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「第8条第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第8

条第 2 項中「第 8 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項」とあるのは
「第 8 条第 4 項において準用する条例第 8 条第 1 項、第 2 項
又は第 3 項」と読み替えるものとする。

条第 4 項において準用する条例第 8 条第 1 項、第 2 項又は第
3 項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。